

## 議会・行政改革特別委員会会議録

日 時 令和元年7月26日（金曜日）10時00分～11時40分  
場 所 議員控室  
出席者 金木委員長、逢坂副委員長、平山委員、阿部委員、工藤委員、船本委員、  
小寺委員、舟見委員、村田委員、森委員  
欠席者 磯野委員  
事務局 豊島事務局長、杉野係長

金木委員長

おはようございます。時間になりましたので、ただいまから議会・行政改革特別委員会を始めてまいります。

本日は、前回5月17日に開催しておりますけれども、議員報酬について引き続き協議をするというように最後決めました。余り遅くならないうちに、例えば9月定例会あるいは12月定例会までにももしも議会に提出して決めるようなことがあれば、それに間に合うような日取りで再度話し合いをしましょうということにしておりましたので、その会議に向けまして今日開催となりました。それで、先ほど細かい数字の表を資料としましてお配りもしております。まず、今日の会議を持った目的といいますのは、前回いろんな意見が出まして、本則に戻すべきだという意見とか、今までどおり10%カットでいくべきだとか、あるいは類似町村の同じような規模の町村の平均額でいったらどうかというようなさまざまな意見が出たわけなのですが、今の時期のうちに今期この4年間どうしていくか、幾らにしていくのかということぐらいはやはり一致点として決めていきたいなど。現在は、一致点が見つからなかったために時間切れということで自動的に本則の状態になっております。このままでいいのかどうかということも含めて、一致点をつくりたいということで今日集まっていただきました。

それで、まずお配りしたカラー刷りの表なのですが、この間事務局長のほうで自主的にといたしますか、本当に細かいところ、一つ一つの町村を調べていただいた表なのですが、ちょっと説明のところも必要な部分もあるかと思っておりますので、簡単にどういう内容の表なのかというところを事務局長からまず説明していただきたいと思っております。

### 1 議員報酬について

豊島事務局長 10:02～10:13

それでは、私のほうからA4判のカラー刷り2枚の資料につきまして、雑駁にはなりますが、こういった趣旨の資料だということをご説明させていただきたいと思います。

まず、北海道内類似団体議会議員報酬額調べというほうのペーパーになります。こちらにつきましては、平成30年7月1日現在の住民基本台帳人口が5,000人以上から9,999人以下の団体というくくりをもちまして、同じく30年7月1日現在で実態調査をされております第64回町村議会実態調査という資料から抽出させていただいております。それで、全体的なものにつきましては町村名を明記しておりまして、7月1日現在の人口を先ほど申し上げました5,000人以上9,999人という範囲のものを抽出してございます。それで、議長、副議長、常任委員長、議運の委員長、それから議会議員という形でそれぞれ報酬月額というものを表示しておりまして、今これ非常に細かくて見づらいのですけれども、まず反転させていただいて青く背景をつけさせていただいているところなのですが、これは議会活動の日数ということで、実態調査の中で出てきております各町村議会の定例会、臨時会、それから休日、夜間の会議等をやったそれぞれの日数並びに常任委員会の開催延べ日数、特別委員会の開催延べ日数、それから議会運営委員会の開催延べ日数と、あと全員協議会の開催延べ日数、これを実態調査の中で拾いまして、それぞれの合計したものを議会活動というところの日数で合計しております。これは29年1月1日から29年の12月31日までの期間の議会活動日数ということでご理解いただければと思っております。

それで、それぞれの報酬額がありまして、それぞれの区分の中に順位ということでピンク色に背景を塗りつぶしているものと黄色で背景を塗りつぶしているものがあります。ピンク色のほうが、こちらはいわゆる減額をする前の金額をもって報酬の順位を類似団体の中でこういった位置づけの順位になっているかということをごそれぞれ明記しております。黄色は、減額した後の金額をもちまして順位づけしているという形になっております。その黄色い枠の隣がそれぞれの議会の活動日数に応じた日額、月額報酬を割り返して日額単価にしたらどのぐらいになるのかなというところの目安という形で表示しております。また、前後しましたが、議員定数を明記しておりまして、それぞれの議員定数の数をもちまして、1人当たり各議員さんがどのぐらいの人口をカバーしているかというところを町村名からいきますと3つ目のところに明記しております。そういうような形になっております。

また、ナンバーのところ丸づけ、白丸だとか黒丸だとかというところをつけておりますが、白丸につきましては31年の4月30日までの時限で減額する旨の条例を持っている町村議会です。黒丸につきましては、当分の間ということで、時限ではなくて当分の間というような、きっちりとした日時を明記するような形での条例ではなく、当分の

間というような形で明記している条例を有しているものだとこのように明記しております。

続いて、これらをもとにしまして次に留萌管内の町村議会議員報酬額調べということで、2枚目のペーパーを見ていただきたいと思います。こちらにつきましては、留萌管内の議会議員の報酬の状況を調べているものです。同じようにベースとしては人口を7月1日現在で調べておりました、それぞれの議会議員の定数、それから議員1人当たりの人口数という形で同じように明記しております。議会活動の日数は先ほどご説明したような内容で同じように拾っております、それぞれのピンク色の背景としている順位、黄色に背景を色づけしているところの順位というのが同じような形で減額前、減額後という形でそれぞれの報酬額の順位を表示しているものであります。その下の減額後の報酬額の平均額、それから減額前の平均報酬月額というところをそれぞれの議員さんの区分のところの報酬月額の下に二重線で枠を組んで、それぞれ明記しております。上段が減額後ということで黄色く表示しております。減額前については白抜きのそのままという形での表示をさせていただいております。また、その下につきましては、類似団体における減額後の平均報酬額と減額前の報酬額を同じように明記しております。その下につきましては、それぞれの類似団体における減額後の最高報酬月額とそれぞれ最高月額になっている町村議会の町村名を括弧書きで表示しております。その下が類似団体における減額前の最高額と最低額を同じような状況で拾い上げております。

その下につきましてはですが、報酬の改正における各種想定パターンということで、あくまでもこれは想定という形で、こういうような形に考えていけばなるかなというところをいろいろな想定パターンを考慮してつくっております。まず、①が本則とした場合ということで、それぞれ月額報酬と今現在条例等で規定のある期末手当等を含む年間報酬額という形でトータル額を月額報酬の横に明記させていただいております。2段書きにしてありますが、本則との差額を下段のほうに表示しようというような趣旨で2段書きにさせていただいております。②番目が前期同様に本則の額の10%を減額した場合ということで、それぞれ明記させていただきます。③番目が本則の額を仮に増額しようとした場合に、なかなか増額するところの想定する数字というのが難しかったものですから、2019年に経団連で発表されております大手企業の月額賃金の上げ率をもって増加した場合はどんな感じになるかなというのを想定して③番目に明記しております。④番目が平均的な金額ということで、留萌管内で平均的な金額とした場合という形で、それぞれ100円未満の端数については切り捨てておりますが、こういう形になろうかなということで表示しております。⑤番目が類似団体の中で平均的な金額とした場合はどんな感じかなというところで、その他というところで本則で示す額の減額する率を10%ではなく

5%とした場合ってどんな感じかなというところを出しております。先ほどご説明しましたように、それぞれの段の下段につきましては本則と比べたときの差額ということで比較額をそれぞれ、赤色の数字になっているのが減額というか、本則に比べたら減額になりますよ、黒色につきましては本則に比べて増額になりますよというような内容で表記をさせていただいております。こちらにつきましては、参考となればというところの資料ですので、これありきということではなく、あくまでも羽幌町議会がどの程度の位置に管内でいけばいいのか、類似団体として拾い上げたところの区分の中ではどの程度の位置にいるのかなというところを比較検討できればなというところの思いからつくった資料だということをご理解いただければと思います。

以上です。

金木委員長 10:13～10:15

ということで、あくまでも管内類似の団体の数字を一応明らかにして、それらをもとに現在の我が議会の議員との比較程度の資料として見ていただければと思います。

それで、前回に引き続きというふうには申し上げたのですが、はっきり言いまして本則なのか、これまで続けてきた10%減額なのか、あるいはそのどっちでもない新たなようなのかということで、このままいきますと何も理由もなくただずると本則のままです。そういうことにならずに、きちんと理由をもって今期はこういう数字でいきますと、こういう考えでいきますというふうにやっぱりしていきたいというふうに思います。前回はいろんな、数字だけの問題ではなくて、定数の問題やいろんな議会の活動のスタイルの問題やいろいろ加味しながら考えていきたいと思いますということもあったのですが、やはりそういう問題も絡めていきますとなかなか簡単には結論出ないのではないかなと思います。それで、まず今回は金額を重点的に議論していただいて決めていきたい。その以降についても、例えば定数の問題とかも今期の数をどうするかという問題ではないので、あくまでも4年目の定数をどうするかという話はまた別個に行うべきだと思いますので、その辺は一応切り分けて考えていただければと思います。そんな感じで進めていきたいのですが、何か意見ありますか。

— 主な協議内容等（質疑） — 10:15～11:40

小寺委員 自分は前回報酬と定数を含めて考えてほしいということで言ったのです。今の委員長の発言ですと分けて簡単に報酬をまず決めていこうという、複雑になるので、簡単にと言うのですけれども、自分はやっぱり定数と

報酬をあわせて、今期だけのことではなくて来期、次期、これから議員になる方も含めてのことにかかわってくるので、今期だけどうしようかということではなくて、次期以降も特に本則をいじるとなれば関係してくることなので、自分としては前回と同じように分けて簡単に報酬だけを決めていくというのではなくて、全体を通して羽幌町議会がどういうふうこれから今期だけではなくて次期も含めて進んでいくかというのを話したほうがいいのではないかなと私は思います。

金木委員長

あくまでも一緒に検討していくべきだという意見なのですが、ここで私の意見と1対1でやりとりするのもなんですので、ほかの委員の皆さんからその点については意見あれば、いかがですか。(なし。の声)では、なかなか出ないので、もう一回だけ私からも考えをちょっと述べさせていただきますが、この間ちょっと事務局のほうともやりとりしたのです。もしも本則を変えるということになると、条例の条文そのものを変えるということにもつながってくるわけです。そうすると、実は9月とか12月の定例会に全然間に合わない日程であるということがわかりまして、例えば今は1カ月20万円という本則の規定があって、その数字を変えるということになると、町部局に報酬審議会という部局が一応形としてはあるのですが、今実質的には機能していないわけなのです。そこに立ち上げていただいて、委員を決めていただいて、答申を諮り、答申の結果をいただいて、その上での議会の条例決定という流れが必要になってくるということになります。そうすると、もう半年や1年で決定できるような内容でなくなるという説明が事務局からありまして、であれば今期の4年間の報酬もそれまでずっと引き続き今のままずるずるいくのかということも1つありまして、私は今回話し合っただけでは一致点をつくりたいのは、今期中の議員報酬の部分だけでも一致点をつくりたいなという思いで、今日お話をさせていただきたいと思った理由の一つなのです。ということで、意味はわかりましたか。

小寺委員

わかりましたけれども、今後のスケジュールどうなるかわからないのですけれども、1年かかるという、そのスケジュール的なものでいうと、一番最初の委員長の挨拶ですと9月か12月にという話でしたけれども、今2回目の発言では1年ぐらにかかるとはではないかというのだったので、

スケジュール的にはもうちょっと詳しく、例えば今はすぐこの場で、磯野さんがいないので、どうかちょっとわからないのですけれども、どのタイミングかで決めてから、どっちみち半年かかるのか1年かかるのか、ちょっとその辺が曖昧な感じだったので、その辺で今わかる程度で教えていただけますか。

金木委員長　そしたら、そういった部分の大ざっぱな一般的な流れとして事務局長のほうからちょっと、こういう条例があって、こういうような審議会を立ち上げてという、その辺の流れ説明していただけますか。

豊島事務局長　羽幌町におきましては、特別職報酬等審議会という町長の諮問機関に当たる審議会があります。それに係る条例ということで審議会条例というのが規程を設けているわけですが、こちらにつきましては、第2条に、議会議員の報酬の額並びに町長、副町長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときはあらかじめ当該報酬額等の額について審議会の意見を聞くものとするというところの規定があります。それで、こちらについては、この条例というのは総務課のほうといろいろ協議している最中なのですが、恐らく本則の額を変えること、変えるというか、条例を改正するときというところの意味合いだろうというところなので、先ほど金木委員長が言われたように、条例の本則を規定を変えるというときは、今私のほうから条文を読み上げたとおりに、あらかじめそこに意見を聞くものとするということで、聞かなければならないというような規定になっております。

それで、委員長のほうからも説明があったように、この審議会のほうにつきましては、規定はあるもののしばらく本則の改定等行われていないという実態から、現時点ではこの審議会のほうの委員につきましてはまだ任命をされている状況でもなくて、実質審議会としての活動はここ数年行われていないというのが実態だと思います。それで、そういったことを前提に、審議会のほうに答申をしていただくために諮問をかけるという手続をとる場合、まず町長部局のほうであらかじめ審議会の委員さんの選任をしていただくという手続があるかと思えます。この選任をした上で審議会の委員として委嘱をして、あわせてこれこれこういうことなので、報酬額について審議をしていただきたいというのを町長のほ

うからその審議会のほうに諮問していただくという手続があるかと思  
います。審議会のほうでその諮問を受けて、複数回、今までだと過去の  
例を見ますと実施をされているというところがありまして、その複数回  
の審議を経まして、町長のほうに改めてその審議結果についてまとめて  
答申をするというような経過を踏んでおります。

それで、時間的なものなのですからけれども、断定的なことはちょっと申し  
上げられないのですが、委員の選任から始まりまして、諮問をしていただ  
いて、かつその諮問に基づいて審議会を開催していただいて答申まで  
いくという形をとるならば、先ほど委員長のほうが1年ぐらいというと  
ころを言っていたのですけれども、それは1年という含みの中には恐ら  
く諮問する上で丸投げ、額をちょっと改定したいのだけれども、審査し  
てくれないかという雑駁なお願いというのはなかなかできないのかなと  
いうところがありまして、これこれこういう理由があるので、こういう  
額にしたいとか、こういったことを増額したいだとか、仮に減額したい  
だとかというところを含めて町長に諮問していただけるように議会とし  
て準備をしなければならないだろうというところがありまして、その基  
礎資料というのを調べ上げるのに、増額するのか減額するのかというと  
ころも含めて基礎資料がないとなかなか上げるとか下げるとかという話  
にはならないかと思しますので、そういったことも含めていきますと、  
ある程度の時間がかかってくるだろうというところで雑駁に1年程度と  
いうようなお話になったのかなというところで考えています。実際にど  
の程度の期間を要するのかというのはやってみないと何とも言えないと  
ころがありまして、これが2カ月で済むものなのか、3カ月で済むもの  
なのかというのは今この時点では何とも言えない状況かなと思います。  
ただ、今言ったように9月の定例会ということである場合は、先ほども  
申し上げたように委員の選任から始まって諮問していただいて、諮問に  
基づいて審査をしてもらって答申を受けて、答申を受けた結果それを条  
例として改正するかしないかという判断をして、もし改正するならば、  
その改正する案をつくって議会に提案するという形がありますので、恐  
らくですけれども、9月の定例会というところの期間には今この時点を  
もって考えれば相当困難なスケジュールになってくるのかなというところ  
は考えられますというところですかね、ちょっと回りくどい言い方に  
しかならないのですけれども。

森 委員

ちょっと本質論から離れ過ぎていくような予感がするので、ちょっと確認を委員長にしたいのですけれども、私は今日来るに当たって、前回の特別委員会でさまざまな意見が出ました。今たまたま手元に議会広報も出て、コンパクトに非常にまとめて、町民にとってわかりやすい意見が載っているなと思います。その流れの中で全員でコンセンサスをとれたのは、今のままというのは事実上議論しないで本則に戻っている状態なので、実質値上げした状態というふうにも言えると。それに対してはいろんな意見があるので、これを長く議論を続ける理由もなく続けているような形にもなるので、できれば9月、遅くても12月までには結論を出したいと思いますという意見を委員長が引き取って、皆さんに諮ったと思うのです。それでいきましょうというふうにこの特別委員会では結論づいたと思うのです。そういう認識で私はいました。だから、委員長は今回始まるに当たって、まず9月もしくは12月までにまとまるタイムスケジュールを念頭に置いて、この原案、それから今の説明も求めたということを確認しないと、みんな12月までにはどういう結果になるにしても決めましょうということがここでまた白紙に戻ったりなんざしていると、いつまでたっても放置して、ただ実質上がっているという状態はやっぱり避けるべきだというふうにみんな思っていたみたいですから、議論もなしで。そこで今報酬のほうから入りましょうか、定数も含めてやりましょうかというようなところを整理しないとだめでないかという問題提起の上で小寺さんが意見言ったということで、余り細かい事務手続のこと、まだ隘路もきつとあるような気もするので、そこで議論を進めないで、やっぱり12月まで間に合わせるという前提の中でやるのであればということで委員長提案についていいか悪いかということをはかの議員さんも発言してもらえればなと思いますけれども。

平山委員

ちょっと確認なのですが、今局長のほうから説明を受けましたけれども、今は5月以降本則に戻っています。今までずっと話ししてきたのは、要するに今本則に戻っているけれども、今まで前期までの分、10%カットですか、減額にするかどうかという話が発端ですよ。それで、今本則に戻って報酬いただいていますけれども、10%減額にするとなれば、さっき局長が言ったように審議委員会ですか、にかける必要あるの、ない

のですか。

豊島事務局長 今平山委員のほうからの質疑なのですけれども、条例の本則と言われるところで規定しているところを変える場合は、今言ったように審議会に諮って決めていくという方式になるのですけれども、前期までのやり方と同じように附則の中で規定するということであれば、そこに諮るという手続はないので、議会の中で意思を統一してもらって、こういう方針でいきましょうというふうに決まれば、それなりの案というのはつくって、9月なり12月の議会なりという形で減額する条例だとかというのは提案できると思います。

平山委員 もし仮に今日結論が出たら、9月の議会に間に合わすことはできる可能性はあるということですか。

豊島事務局長 可能性はあります。

金木委員長 附則であれば9月で多分間に合うだろうと。8月冒頭に庁内の条例改正の委員会も予定されているので、それに間に合えばのせられるとは聞いております。前回の話をぶり返してもなんですが、磯野委員は本則に戻すべきだと明確におっしゃっていました。阿部委員は10%減額でというふうにおっしゃっていたと思うのですが、まだどっち、幾らという、はっきり言われていなかった委員の方もおられるかなと思うのですが、そういった方も含めてちょっと金額についての意見いただければと思うのですが。

村田委員 まずそこにいく前に、やっぱり先ほど小寺委員が言っていた定数も含めてという部分を含めて9月、12月までにするのか、やっぱり難しいから、そこは1回、定数は来期のことなので、ちょっと一線を引いて報酬だけを今考えていくのかという部分を先ほど委員長も説明しましたがけれども、そこをまずきちんとして、かかってから今局長も言った条例改正でいくのか、附則で減額でいくのか、それから応分の間この金額でいくという、いろんなパターンがあるので、まずはやっぱり定数と、あと担い手不足の対策も含めていくのかのその部分はまず最初に意思疎通をしていかな

いと、次のステップに行ってもそれが決まっていなければまた戻ってしまうようなこともあると思うので、それをまずは。全員一致するとは思わないのですけれども、やっぱりそこはきちんとして途中で決めないとならないのかなと思うのですけれども。私としては、小寺さんが言った次の議員定数という部分もそれは当然検討していかなければならない課題だと思います。それから担い手対策も。だけれども、私としては、それをもし含めてしまうと1回や2回の簡単な議論の中では答えを導き出すことができないのかなという部分があるので、先ほど委員長が言ったようにまずは議員の報酬の部分を含めてみんなで意思疎通できる部分をつくって、来期に向けてはこの特別委員会の中で、どこから始めればいいのかというのはわからないのですけれども、最低でも1年は余裕を見た中でまたきちん定数と担い手対策に関しては議論したほうがいいのかと思います。

阿部委員

僕も定数を含めての議論というのはやっぱり難しいのかなと。やっぱりまずは今任期中の報酬だけという部分をまず今日考えていくべきなのかなと思います。定数についても、例えばこれで1人減らして10人、2人減らして9人で仮に今決めたところで減らせるわけでもないですし、特に定数とかの部分となると町民に対しての説明会というのも他の町村でもやっているところもありますし、そういったことも当然これから、もし本当に定数を減らすとかどうするかといったときにはそういったこともやっていかなければならないだろうから、やっぱりそれについては、担い手の部分ですか、議員のなり手という部分も含めて定数に関してはやっぱり時間をじっくりとかけて、しっかりと町民に対しても説明できるような内容をつくって、次の選挙の1年ぐらい前にはっきりとした定数は出すべきだと思います。まずは、もう本則に戻っていますよね。戻したままずっといくというよりも、やっぱりそれを減額すべきなのか、本則でいいのだというのはまたこれから議論されるとは思いますが、できるだけ早く今任期中の報酬額というのを出して、一応自分も広報広聴の委員長ですので、そういった部分は町民の方にも知らせたほうがいいのかと思います。

平山委員

私も前回のとき、たしか定数問題と、それからこの報酬絡めると言ったらおかしいけれども、そういう考え方もしていかなければいけないので

ないかなという意見をたしか私は出したのです。今日のこの委員会においては、もう今期も始まっていますから、それで今期は11人という定数で始まっていますので、考えたらやはりこの定数問題は、今すぐどうのこうのという、簡単に話し合いができるような場面ではないなと私は思いました。それで、報酬に関しましては、実際に今報酬私たちいただいておりますので、その辺を前期に戻って減額するかどうか、あと本則にするか、その2つしかないと思うのです。報酬の部分では、早急にと言ったらおかしいのですけれども、早く決めて町民の人たちにもお知らせしたほうが私はいいのかなと思います。この定数問題に関しては、時間をかけて議会としていろんなものを調べながら、資料等をつくって、そしてやはり町民の方に説明をする場を設けながらやっていくことも私は必要だなと思いますし、そうなるとかかり時間がかかるなと思います。それで、今回はやはり報酬だけを考えて議論したほうがいいのかなと私は思います。

工藤委員

僕も報酬のほうで話進めていったほうが良いと思います。管内の報酬と議会活動日数というのを見たり、あるいは人口の割り当てから見ても、決して報酬が本則に戻しても多いということにはならないと思うのです。そして、議会活動日数の63というのも、例えば副議長、議長あるいは常任委員長になると、細かな打ち合わせ等も入れると活動にこの数字よりもっとプラスになっているはずなので、決して本則でも多くもらっているのだという意識にはよく考えるとならないと思います。ただ、先ほど議長もおっしゃったように、今まで少なくして、本則でもらってそれでいいのかという町民の思いは確かにあるのだらうと思います。ですから、前期まで10%下げていたものを5%程度で、間をとってというのもあるのですけれども、そのぐらいでおさめるのが、僕たち町民の思いで選ばれた議員としてその辺が一番いいところなのかなというふうに現在思っております。

以上です。

逢坂副委員長

自分としては、やっぱりなかなか難しい問題、前期のときもいろんな話し合いをされて、結構難しい問題だなというふうに感じています。それで、自分の考えなのですが、やはりいろんなところの情報を見たりする

と定数は当然なり手不足とかいろんなのがあって難しいことがあって、なかなか簡単に決めれないということが、いろいろな関連から調べたのですが、それで結果的に報酬額を決めること、それから定数と絡めてやること、2つあると思うのですが、私としては2段階で、とりあえず3年間まず定数と、それから報酬絡めた問題、そして皆さん意見出ていますので、今例えば定数変えても変わるわけでもないんで、3年間ぐらいかけてきちっとそれはやるよと。定数も含めて報酬も含めてどうするか。今の時点では、やはりこのままいくと本則のままずっといくわけですので、まずは9月になるか、12月になるか、それまでの間に報酬をどうするか、これをまずきちっと私は決めるべきだと。そして、その次に2段階目として、これも大きな議会改革になると思うのですよね、定数改革するということは。これは大変な大きな問題になると思うので、これはやはりじっくり3年間なら3年間かけて、その時点で選挙の前に結論を出すという2段階の考えで私は進めていったほうが、はっきりやるのだよと。必ずそれは定数、報酬含めて3年間の間にきちっとやろうと。そのかわり今ある程度の報酬額はきちっと決めるという形にしたほうが私はいいと思います。私の考えはそういう考えです。

金木委員長 大分多くの方意見述べられた中では今回は報酬に限って決めていくべきだという方が多かったと思いますが、どうですか。

舟見委員 今逢坂委員もおっしゃったのですけれども、やっぱり議員報酬と定数を絡めるとなると、なかなか難しい問題というよりも長期の時間が必要になると思うのです。それで、とりあえず今金木委員がおっしゃったとおり、今回この場では報酬についての、要するに金額ですよ。だから、今我々が得ている材料の中で決めるという形しかないような気がいたします。定数とか絡めてくると、やっぱりかなりの時間が必要になってくると、先ほど本則の関係もそうなのですけれども、審議会自体がもう活動実体がないって事務局のほうからありましたよね。だから、そういうことを考えると、とりあえずは報酬についてですよ。だから、与えられた材料の中で報酬をどうするかということです。それも個人とすれば本則より下げる必要は僕はないと思っています。以上です。

## 船本委員

先ほどから皆さんのご意見聞いて、前回もそうなのですけれども、なかなか難しい問題で、簡単にこうだからAだ、Bだと言えない。Aにするのであれば、それなりの理由がやっぱりきちっとしなかったら委員長の方もまとめるのに大変かなと思っています。それで、最初に報酬と定数と一緒にやったほうがいいのではないかというご意見もありました。これは、私も初めは。なぜかといったら、予算が絡んできます。町の財政にも絡んできますので、町民に説明するとなれば、やはり定数問題でこういう問題で、例えばここにも数字出ていますから、1人当たりの人口に対して平均でならした場合に相談を受ける場合は大体600なら600で1名というような捉え方しているけれども、報酬は今までうちは附則でもってやって、当分というか、当面という言葉でやったと思うのです。普通当分だとか当面というのは短期間であって、こんなに長くまでやる意味ではないと思うのです。当然本則を直して条例改正してきちっとやるべきだと思うのですが、今はここまできてしまったのですから、今度は下げるのであれば下げるように本則もきちっと直さなければならないと。それには、さっき事務局が言ったように特別職の報酬審議会もやっていない。これはまだほかにもあるのです、こういうケースというのは。だから、必要に応じてやるのであれば即お願いして、委嘱してもらってやるという方法もあるのです。だから、1年もかかるというのは何でという、僕はとっていたのです。例えば9月にやるとなれば、これは無理かもしれない。ということは、審議会1回で終わらせてくれればいいけれども、2回、3回開催して審議するとなれば時間かかりますから、早くても12月、下手すれば来年の3月になるのかなというように思っています。だから、さっき事務局で言ったようなことには僕は理解ちょっとできない部分もあるのです。そのとおりの部分もありますけれども。だから、やるのであれば町のほうで審議会委嘱すればいいわけですから。だから、やる気だったらやれる。それと、条例改正だってそんなにそんなに、法規審査委員会だって内部の問題ですから、それだってかければいいことですから、そんなにそんなにはかからないと思うけれども、今度はやっぱり附則でやるのではなく、きちっと条例改正してやるべきだと私は思っています。

そして、ここで今委員長のほうに聞きたいのは、船本はしたらどうい

ふうにしたらいいのかという意見も今ばらばらだと思うのです。例えば5%減額するという意見も出ていました。それから、10%下げたほうがいいのでないかという意見もあった。本則に戻ってこのままでもいいのでないかなという意見もあったのですが、なかなかこれ理由をつけていたら難しいと思うのです。だから、やっぱり定数と絡んである程度やっていかなかったら、ほかから見てでも決して羽幌町の場合は高くはないと思うのです。類似団体、それから管内、苫前、天塩あたりは19万ですよ、うちは本則に戻して20万。人口規模だけでは言えないけれども、人口規模の関係もある。他町村の関係も何ほかでも考えなければならぬのかなということも考えた場合には、20万は決して高くはないけれども、皆さんはいや、その間をとって5%という意見もありましたから、私はそれはそれでもいいし、10%下げるなら下げるのもいいけれども、ただ議員定数を若干絡ませたほうがいいのかということ、若干というか、絡ませたほうがいいのかということ、なる人がいないのだと。今回の選挙を見たらわかるとおりに最後の最後になってああいう形になってしまっているところで、町民はやっぱり定数はもう下げてもいいのでないかという意見は結構出ていましたから。だから、定数も絡めて、そして今11名なら11名するのであればいいのだけれども、例えば10名にする、9名にするといった場合には、予算としてはこういう町の財政にこれだけ逆に減るのだと、今から見たらというようなこともやっぱり町民に説明する義務があるのではないかなと僕は思います。ただ、先ほども町民に説明しなければならぬというのであれば、この報酬だって町民に、定数だけというよりも、こっちはいいのかなという考えがあります。だから、私のまとめとしては、決して高くはないし、この本則に戻ってそのまま私はいいいのでないかなと思いますけれども、定数の問題がありますので、もし絡めて一緒にやるとなれば、そのときになってみんなが下げるなら下げると言うのであれば、それはそれでいいと思うのです。それまでの理由をきちっとしてという考えです。

逢坂副委員長 何回もお話しするのも嫌なのですけれども、ある程度の方向性というのは皆さんの意見を聞いたので、その辺で大多数の意見があれば、いろんな問題もあると思いますけれども、ある程度の方向性を今決めないと、また同じくになって、また次回になるわけですから、委員長の裁量である

程度かどうかということで皆さんに問うたほうが僕はいいと思いますけれども。そういうことです。

金木委員長 大体皆さんからの意見をお聞きしました。今回は、今期についての報酬をどうするかということでまず話し合っただけで決めていいという意見が多数だったと思います。そういうことでよろしいですか。(はい。の声)

森 委員 中身論議に入ったから、1回休憩して。まさか金額が出てくるまでと思わないし、休憩中ちょっと整理したい。

金木委員長 それでは、ここで暫時休憩としたいと思います。

(休憩 10:51~11:09)

金木委員長 会議に戻したいと思います。  
先ほどの中で、まずは今期どうするかということを実行して決めましょうということで一致されたと思います。それで、一部の委員の中には具体的な数字もおっしゃられた委員の方もおられますが、現在は本則、月20万、一般議員でということになっております。それ以外でという特に主張したい、意見を述べたいという方おられましたら。どうでしょうか。

平山委員 このままですと本則のまんまということですよ。私この議会に入れてもらったときから18万、最初聞いたときはこんな低いのだとはっきり言って思いましたけれども、それがもう当たり前になってきて、今3期目なのですけれども、今ここで本則に上げたからどうのこうのという理由は何も見つからないのですよね、自分の中に。減額された報酬額と本則に戻したときの報酬額と。その2万円を上げるために自分はあれっと、本当に2万くらい上げて自分としては納得できるかなという、自分の中にちょっと疑心暗鬼があるのですが、先ほどから出ていますように報酬と定数絡めて考えることも必要でないか、今後それに向けて話し合いをしましょうということになっているのですよね。そういうふうにならざるを得ないと感じたのですが。ですから、来期に向けて定数と報酬額を絡めて、この4年間の中で審議をしながら、そのときに初めて報酬額を決める、減

額したままの報酬額にするのか、それとももし定数が減ったら報酬額をどうするかという、そういうものに決めていって、今期は減額のままで私はいいいと思います。だから、附則のままでいって、それであとは来期に向けて条文を変えるのか変えないのか、それは今期我々の責任で決めていったほうがいいのかと私は思います。

以上です。

逢坂副委員長 私は、いろいろと資料をたくさん実は目を通して、ここにもあるのですが、全国平均見ると、まず21万円というのは1,772町村、あくまでも市町村ですが、平均すると21万円。それからあと、活動日数で事務局長つくってくれたこの資料を拝見すると、羽幌町では63日活動して、管内でいくと一番低い3万4,000円、あと7万とか、4万とか、5万とか、すごい数字になっているので、そういうことを考え、あるいは全道の数字を見ますと、中間まではいかないのですが、全道では46番目の高さなのですが、議長なんかでいくと低くて85番、全道172の中でほとんど中間ぐらいの金額に下がっていると。留萌管内でいくとやっぱり羽幌町が一番人口も多く、それに対する住民の数も当然多いわけですから、私なりに考えると10%に下げる根拠という部分が自分としては見つからないので、本則があくまでも条例がきちっとあって、その10%を下げるという理由がきちっと、あるいは5%下げる、上げることはないと思うのですが、それがきちっとあれば、私は別にお金が欲しくて言っているわけではなくて、いろいろと調べていく間に別に本則であっても何ら高い金額ではないというふう思うので、ある程度の10%減額してきた経緯を見ると、その都度協議されてきたと思うのですが、町民から見ても特段高い議員報酬をもらっているとかということも言われたことないし、ある意味本則に今は戻しておいて、この3年間の間に定数を絡めた中で、先ほども言いましたが、報酬も含めて私は検討するべきだと思うので、本則で私はいいいと思います。

以上です。

阿部委員 僕の考えとしては、前回の特別委員会同様減額すべきでないのかと思います。その理由としては、僕らは住民の代表として選挙で選ばれているわけですがけれども、羽幌町の所得というのは留萌管内一平均所得低いと

いった数字が出ています。そういった中で、本則に戻すということは当然今まで、前任期よりも上がるということですから、果たしてそれで町民の方々が納得していただけるのかという部分もありまして、僕は前回も言いましたけれども、10%減額を再度続けていくべきではないのかなと思っています。では、本則にまたそのまま附則で続けていいのかということも言われるかもしれないですけども、それについては今までもずっとやってきたわけですから、別に僕はそこは気にする必要もないのかな、そこまで気にする必要もないのかなと思っています。自分の考えとしては、前任期同様10%減額、条例を出して報酬額として今任期やっていくべきではないかなと思っています。

村田委員 本場に難しい問題で、どこの答えが一番みんなが納得できるところに議論できるのかなと思うのですけれども、意見の中には本則でいいのではないのという人、それから10%減額でいってという人、それから先ほど工藤委員のほうから5%という意見も、いろいろ三様の意見が出てきた中で、私の意見として、先ほどちょっと雑談の中でもお話をした中で、管内的にやっぱりバランスのとれた報酬というものもある程度はちょっと加味するのも必要かなという部分もありまして、これは自分の意見なので、資料の2枚目にあった中でいきますと、局長がつくってくれた中では5%減額するという部分が一番近いのかもしれないのですが、これだと100円単位の部分が出てきたりもしますし、私としては管内的な部分も含めて人口、それから定数、それから議会活動の日数、全てを加味した中でいくと留萌管内の苫前町と天塩町の議員報酬に合わせていっては、そうすると管内的には羽幌町、苫前町、遠別町が順位でいくと1位という順位になっていくのですけれども、羽幌町が単独1位ではなくいけるのかなと。そういうことをすることによって、自分たちも年に数回管内の議員さん方ともいろいろありますけれども、そういう部分を含めていっても、今三様の意見の中でやったらどちらかという中間的な中身ではないのかなとも思いますし、どこかでゴールラインを見つけるのであれば、皆さんが納得いけるのかどうかわからないのですけれども、これは私の意見として発言しておきます。

阿部委員 それは、本則を変えるということ。

村田委員　これは、本則を変えて条例を変えていくときにはどれだけの期間があるかはわかりませんが、例えば附則として、先ほど言葉が出ました応分の間だとか当面の期間とかという言葉を使って、要は任期があと1年半か、先ほど意見が出ている定数とかの分も含めてきっちりやるときには条例を当然やらなければならないのですけれども、今はとりあえずそうしないで、当面というのですか、その言葉を利用させてもらって、中間的な部分でやれるのではないかなと思っています。答えになりましたか。

小寺委員　自分は本則がいいと思います。なので、20万。自分的には管内とか全国とかということではなくて、自分たちのつくったまづルール、本則であって、それに対して自分たちの仕事ぶり等評価されることなので、町民の人とまた別でもいいと思うのです。自分たちの仕事をしっかりしているのであれば、自分は管内でも全道でも比べても一生懸命仕事しているつもりですし、もっともっとできることはあるのではないかなというふうには思っています。下げることが町民へのPRなりアピールになるということではなくて、もっと与えられた報酬の中で議会なり議員のレベルを上げることを重点にやっていくためにはある程度の報酬が必要であるというふうに思いますし、ぶり返して、それは申しわけないのですけれども、今後定数もきっと上がることはないと思うのです。そうなったときに一人一人の仕事量も上がってくると。そして、今までしたことのない新しい方を呼び込む上でもある程度の報酬は必要であると思いますので、最低限本則でいくべきだと私は思います。

舟見委員　僕も今小寺委員が言った意見に賛成なのです。実際羽幌町、天塩町、苫前町を比べてみると人口自体も当然違いますよね。ということは、カバーする人口もやっぱり羽幌町の場合は結構あると思うので、何のために法則があるかといったら基本本則に戻ることなのです。だから、法律のあれからいくと我々は本則にのっとって活動するべきだと思うのですという意見です。  
以上です。

金木委員長　今日欠席されている磯野委員なのですが、磯野さんは前回も明確におっ

しゃられていたとおり、本則でということでありました。先日ちょっと個人的にも電話がありまして、私はこうだからということでおっしゃられていたのですが、一応そのことも紹介を。

森 委員 結論出そうなのですが、今の議論の中でちょっと気になっているのが、人口が多いから多くもらって当たり前というような、その理由がちょっとよくわからないのです。人口が多かったら多くもらって当たり前という理由がわかりません。さっき阿部さんが言いかけた部分で、では管内、町民の所得はどうかのだというところをちょっと言いかけたと思うのですけれども、前々回の調査で羽幌は管内最下位だったのが今最新の数字をちょっと調べてみたら最下位脱してしまっていて、けつから2番目に上がりました。実際羽幌町はかなり差があって、増毛が最下位で274万、町民の平均所得です。羽幌が283万、トップが天塩で321万、初山別309万、苫前、遠別がほぼ並んでいるのですけれども、遠別302万、苫前301万、小平292万。だから、人口の多い、少ないだけではなくて、町民の所得がどうかのだという観点からすると羽幌は低いのです。だから、それを念頭に置いても、今の中では一つの我々が今後上げるという結論でもいいのですけれども、なったときに、羽幌は人口が多いのだから、それを上げる理由だというふうに余り出さないほうが、町民の側には響かないような気がする。別におもねるわけではないけれども。というふうに思います。だから、改めて人口が多いから多くもらってもいいと言っている人は、それどういう理由なのかということを確認した上で、議会の全体の上げる理由の中にこれはちゃんと出していかなければならないと思うのです。それをちょっと聞いてもらいたいなと思いで。

平山委員 ちょっと私も聞きたいことあったのですけれども、休憩にしたほうがいいのかな。

金木委員長 暫時休憩します。

(休憩 11:27~11:32)

金木委員長     それでは、会議に戻します。

小寺委員       私は、先ほど言ったとおり本則でということが基本で、皆さんの中で上げるという表現があるのですけれども、それは前期、前の期からすると上がっているという表現ではありますけれども、本則で考えていかないと、それはあくまでも前期までは時限なので、それは自動的に戻るのは当たり前前で、それを前期は選んだのです。新しく5月1日から戻りますよという形でなっているわけだから、上がった下がったというのは簡単に使わないほうが僕はいいと思うのです。まずこの20万が私たちにとってどうなのかというところからスタートしないと、前期の10%からスタートで今話しているので、どうしても上がったとか下がった、それはマスコミなり、ほか町民からしたらそういうニュアンスはなるのですけれども、議会としての一応ルールとしては20万が基準であって、そこから議論して今の20万は多いのだというのであれば減額ですし、いや、まだまだ足りませんというのだったら、この20万を基準に上げましょう、そのままにしましょう、下げましょうという話にしないと、前期のやつを引きずってくると、例えば本則と言っているにもかかわらず報酬が上がっていますよ、上がっていますよという話になってしまうので、そこは気をつけて議論ができたらいいのではないかなというふうには思います。

阿部委員       本則が基準となるのは僕も理解しています。ただ、長い期間ずっと減額措置をとってきたわけですよ。その減額措置をとってきたという理由も、今までいろんな財政状況であったり、地域の経済状況とか、国からの人事院勧告ありますけれども、そういった理由があって減額をしてきたわけです。では、今回減額条例を出さない、附則で出さない理由というのもやっぱり1つ教えていただきたいというか、ただ時限だから、はい、そこで終わりですよではなくて、羽幌町議会としては減額出しませんよという理由もある程度つくっておいたほうがいいのかなどは思いますけれども。

小寺委員       まず、出さない理由というのは、基本的には必要がないから出さないの、出す場合に関しては理由は必要ですけれども、本則なわけだから、

基本的には戻ったというか、通常に戻りましたと。自分は議員としては今回いただくお金で一生懸命議員活動したいと思いますというので、自分はそれで十分だと思うのです。それに上がった、下がったという話になると理由づけが必要ですがけれども、自分は今いただく報酬で今まで以上に議員活動、議会活動を頑張っていきますと。それ以上でもないと思うのですけれども。それはあくまでも前期の議員の方、私も含めてですがけれども、決めたことで、理由がありました。ただ、今期に関しては、下げるのであれば理由は必要ですがけれども、どうなのですか。上がるという認識はないので、そこがスタートの違いだと思うのです。だから、もしそれを下げたいというのであれば、もちろんたくさん理由づけは必要ですがけれども、今の条例なりでのものなので、それに対して不満であれば理由づけをして下げるし、自分はこの報酬で一生懸命頑張りたいというふうに思っているのです。今まで以上に、2万分働くということではないのですよ。今いただくので十分に生かしてこれから4年間頑張りたいというのを町民の人に伝えて、評価してもらうのはきっと選挙だと思うので、私がもしその報酬に見合っていないのであれば次はいないだろうし、自分は、何回も言いますがけれども、次期の方がどんな方が出るかわからないのですけれども、その人たちも含めて、定数もこの11人でできないのを想定して、僕は定数は下がるのではないかなと思っている中で、今期に関しては本則というか、このものでいって、定数が下がる段階でそれを上げるのか下げるのかというのを判断しないと、次の人の負担も考えてしまうのです。それは、今の私たちの現職だけの話ではなくて次のことも考えているので、自分はそういう発言になっているとは思っているのですけれども。ちゃんとした返しになっていないかもしれませんが。

金木委員長

大体もう皆さん意見は出たかなという感じがします。それで、私も委員長の立場ではありますが、私の個人的な意見も交えてちょっとまとめさせていただきたいのですが、私は結論は本則に基づく考えです。理由は、前の期です。特に後半2年、3年の間には議会の改革ということで積極的に取り組んできました。ホームページにいろんな委員会のやりとりもアップされるようになり、住民の皆さんとも意見交換会を何度もしてきました。そういった流れは今期も受け継いで、これからも懇談会はあります。そういった議会改革を非常に活発にやられているということに

ついでの評価は、私の周りでは高いです。そういったところを考えていけば、もちろん今期も引き続き活発に議会改革、議会活動をやっていきますということの意思表示も込めて、議会として報酬戻すということを決定的にしていきたいなという思いで私はおります。皆さんから意見聞いた中で、磯野委員、私も含めて5人かなと思います。減額でという方が2名、それから5%程度という方も2名ということではありますが、本則に基づく方が一番多い意見でありますので、それを今期の報酬についての決定としていきたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいですか。

(はい。の声) ということは、このまま本則でということは特に附則やそういう面では必要ありませんので、9月の定例会でも何も条例提案とかということにはならないかなと思います。改めて申し上げますが、今日は次の2番目として項目だけ書きましたけれども、定数や議会活動の内容そのものについてもここで一旦、何も協議しないということではありません。日程を見て随時定数問題についても取り組んでいきたいということをお願いして今日の委員会はこれで閉めたいと思いますが、よろしいですか。(はい。の声) では、以上で終わります。ご苦労さまでした。